○警察署における大阪府警察官採用募集活動推進要領の制定について

令和５年２月10日例規（務）第７号

この度、別記のとおり警察署における大阪府警察官採用募集活動推進要領を制定し、令和５年３月１日から実施することとしたので、適切に運用されたい。

別　記

警察署における大阪府警察官採用募集活動推進要領

第１　趣旨

この要領は、警察署における大阪府警察官採用選考の募集・勧奨活動（以下「採用募集活動」という。）の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

第２　推進体制

１　総括責任者

(１)　警務課に採用募集活動総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置く。

(２)　総括責任者は、警務課長をもって充てる。

(３)　総括責任者は、警察署における採用募集活動の組織的な取組について総括的に推進するものとする。

２　総括副責任者

(１)　警務課に採用募集活動総括副責任者（以下「総括副責任者」という。）を置く。

(２)　総括副責任者は、警務課調査官（採用担当）をもって充てる。

(３)　総括副責任者は、総括責任者を補佐するとともに、警察署における採用募集活動の組織的な取組について必要な措置を講ずるものとする。

３　推進責任者

(１)　警察署に採用募集活動推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置く。

(２)　推進責任者は、警察署長をもって充てる。

(３)　推進責任者は、自署における採用募集活動の取組を統括するほか、管内の関係機関・団体からの協力の確保に努めるものとする。

４　推進担当者

(１)　警察署に採用募集活動推進担当者（以下「推進担当者」という。）を置く。

(２)　推進担当者は、総務課長をもって充てる。

(３)　推進担当者は、自署における採用募集活動の取組に関する企画、調整及び指導を行うものとする。

５　推進補助者

(１)　警察署に採用募集活動推進補助者（以下「推進補助者」という。）を置く。

(２)　推進補助者は、総務係長又は広聴相談係長のうちから推進責任者が指名する者をもって充てる。

(３)　推進補助者は、推進担当者の指揮を受け、推進担当者の事務を補助するとともに、自署における採用募集活動に関する事務を処理するものとする。

第３　推進事項

推進責任者は、次により自署における採用募集活動を推進するものとする。

１　各種広報媒体を活用した採用募集活動

警察官募集ポスター、交番だより等の各種広報誌、自治体、事業者等が設置する電光掲示板、商業施設等の店内放送等の各種広報媒体を活用し、採用募集活動を実施すること。

２　大学等への採用募集活動

管内の大学、高等学校等を訪問し、学校関係者又は受験対象者に対し受験勧奨を行うとともに、学校関係者と連携して、中学生等の受験対象年齢に達していない者に対しても情報提供を行う等、早い段階から継続的な働き掛けを行うこと。

３　あらゆる警察活動を通じた積極的な採用募集活動

防犯教室、交通安全教室、交番・駐在所連絡協議会等の各種会合、巡回連絡等あらゆる警察活動を通じて積極的な採用募集活動を実施すること。

４　所属職員による個別受験勧奨活動等

所属職員に次に掲げる個別受験勧奨活動を推進させるとともに、合格者に対する辞退防止活動を行わせること。

なお、推進責任者は、指定リクルーター（大阪府警察指定リクルーター運用要綱（平成４年７月17日例規（務）第53号）第１に規定する指定リクルーターをいう。以下同じ。）に指定されている所属職員に個別受験勧奨活動を推進させ、又は合格者に対する辞退防止活動を行わせる場合は、事前に総括責任者と協議するものとする。

(１)　出身学校の後輩、知人等に受験対象者がいる職員は、積極的に受験勧奨を行うこと。

(２)　大学、高等学校等卒業後、ゼミナール又はクラブ活動の指導等により学校関係者等と継続的なつながりを有している職員は、学校関係者又は受験対象者に対する受験勧奨を積極的に行うこと。特に、自己推薦方式による採用選考（語学、情報技術、財務、スポーツ等の専門分野における卓越した技能、技術、経験等を評価する選考制度をいう。）については、当該採用選考の対象となる者に対して、積極的な受験勧誘を行うこと。

(３)　柔道又は剣道の地域活動等に携わっている職員は、主催団体の関係者等に対する受験勧奨を積極的に行うこと。

第４　警察官受験相談窓口の設置

警察署の公かいに警察官受験相談窓口を設置し、警察官採用選考の受験希望者等からの相談に対応するものとする。

第５　留意事項

採用募集活動の実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(１)　若手警察官の活用等参加者の関心を高めるよう配意するとともに、女性警察官の採用・登用の拡大を視野に入れ、女性受験者の更なる確保にも努めること。

(２)　受験勧奨されたことによって採用が有利になるとの誤解を受験対象者に生じさせないよう配意すること。

第６　実施結果の通知

推進責任者は、前記第３の規定により、自署において実施し、又は所属職員が実施した採用募集活動（指定リクルーターの運用に係るものを除く。）の結果について、実施の都度、採用募集活動実施結果通知書（別記様式）により総括責任者宛てに通知するものとする。

第７　教養等

１　推進責任者は、自署における採用募集活動を効果的に推進するため、所属職員に対し必要な教養を行うものとする。

２　総括責任者は、警察署における採用募集活動を実施するために必要な情報を推進責任者に提供するものとする。